



# 栃木県「文化と知」の創造拠点整備 に係る地元説明会

日時：令和8(2026)年2月21日(土) 18:00～

場所：とちぎ福祉プラザ3階・福祉研修室AB

栃木県・宇都宮市

## ① 整備構想の概要について

- 1 「文化と知」の創造拠点とは
- 2 これまでの経過
- 3 3館の概況
- 4 整備に係る県の考え方
- 5 整備予定地
- 6 拠点の基本理念とコンセプト
- 7 管理・運営体制のイメージ
- 8 今後の想定スケジュール

## ② 都市計画手続について

- 1 都市計画特別用途地区の変更(宇都宮市決定)
- 2 都市計画変更の手続の流れ

# ①整備構想の概要について

## 1 「文化と知」の創造拠点とは

県立美術館・図書館・文書館を一体的に整備し、栃木県の文化振興の中核とするもの

## 2 これまでの経過

- 令和4(2022)年12月 議会で3施設の一体整備と候補地(県体育館跡地)を表明
- 令和5(2023)年 8月 栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会設置  
(外部有識者等24名、～2024年9月 計6回開催)
- 令和6(2024)年 3月 栃木県「文化と知」の創造拠点PFI等導入可能性調査 (～2025年2月)
- 令和7(2025)年 1月 栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定
- 4月 文化と知の創造拠点整備室を設置
- 7月 PFIアドバイザー業務委託締結

3 3館の概況

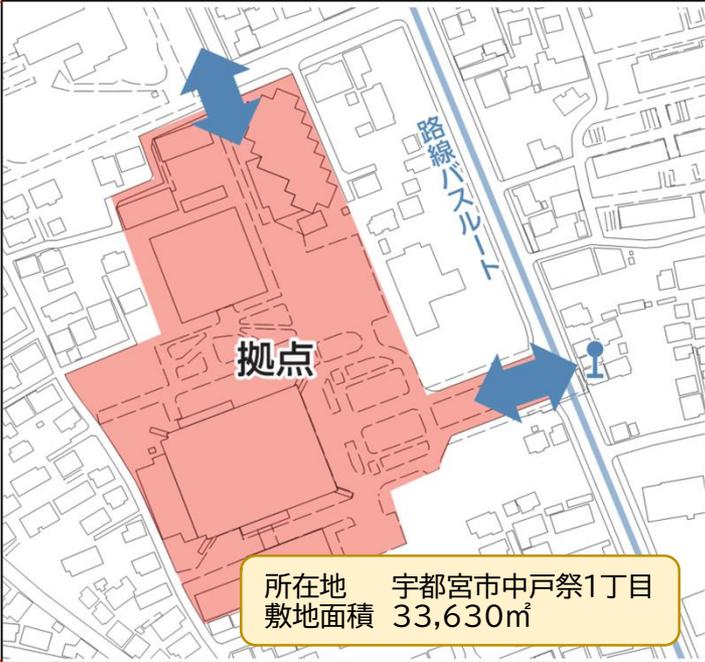
	県立美術館	県立図書館	県立文書館
外観			
所在地	宇都宮市桜4丁目2-7	宇都宮市塙田1丁目3-23	宇都宮市塙田1丁目1-20(県庁南館内)
竣工年	昭和47(1972)年	昭和46(1971)年	昭和61(1986)年
構造	RC造 5階地下1階	RC造 4階地下1階	RC造 5階地下2階
規模(延床面積)	6,195㎡ 普及分館:1,712㎡	5,320㎡ (6,458㎡(書庫面積含む))	5,800㎡ (うち、文書館は1,952.2㎡)
敷地面積	12,627㎡	4,786㎡	57,452㎡(周辺敷地含む)
用途地域	第1・2種住居地域	第1種住居地域	商業地域
管理運営手法	直営(レストラン、ショップは民間運営)	直営	直営
関連する条例	栃木県立美術館条例 「美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、もって文化の振興に寄与する」(第1条)	栃木県立図書館設置条例 「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資する」(第1条)	栃木県立文書館条例 「古文書、将来貴重な歴史資料となる県の公文書その他必要な資料の収集及び管理を行うとともに、これらの活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」(第1条)

# ①整備構想の概要について

## 4 整備に係る県の考え方

概要	様々な相乗効果が期待されることから、県立美術館、図書館及び文書館を「文化と知」の創造拠点として <b>一体的に整備</b> する
場所	以下の事項等を考慮し、県体育館跡地(宇都宮市中戸祭)を整備地とする <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県内各地からの様々な交通手段によるアクセス性に優れていること</li> <li>➤ 中心市街地に近接した約3.4haのまとまった県有地であること</li> </ul>

## 5 整備予定地

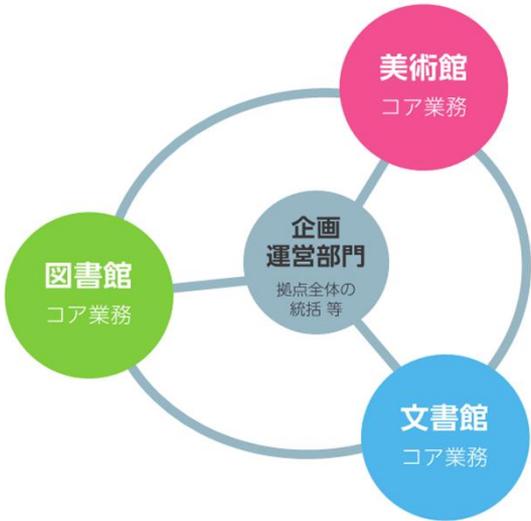


# ①整備構想の概要について

## 6 拠点の基本理念とコンセプト

基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>● 栃木県の文化振興の中核として、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える、とちぎならではの拠点となる</li><li>● あらゆる人々が思い思いに利用でき、様々な主体が拠点を通じて出会い、交流することで、とちぎの新たな「文化」や「知」を創造する場となる</li></ul>
コンセプト	<b>とちぎの「文化と知」を開く・つなぐ・育む拠点</b>

## 7 管理・運営体制のイメージ

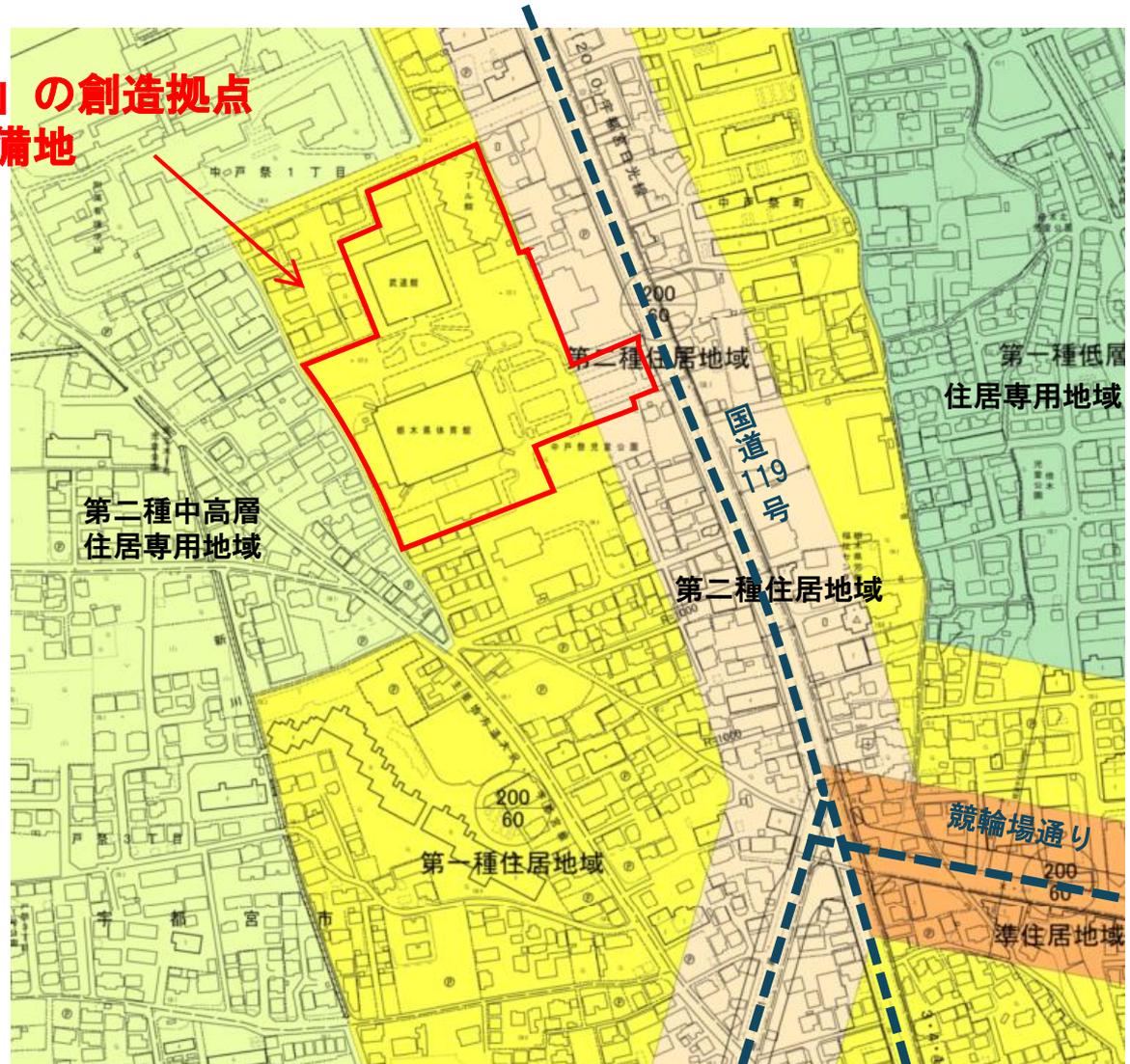


## 8 今後の想定スケジュール



1 都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

「文化と知」の創造拠点  
整備地



- ◆ 現在、整備地の用途地域は、第一種及び第二種住居地域となっている

第一種住居地域は、住居の環境を守るための地域であり、床面積の合計が3,000㎡までの美術館などは建てられる。

- ◆ 「文化と知」の創造拠点の整備では、美術館、図書館、文書館を複合した、大規模な施設を計画している



宇都宮市の特別用途地区の変更

周辺地域の生活環境の維持保全を図りながら、「文化と知」の創造拠点の整備を進める。

- ◆ 栃木県「文化と知」の創造拠点地区として新たに指定
- ◆ 建築可能な建築物の床面積の上限を宇都宮市の建築条例に定める

2 都市計画変更手続の流れ

本日

2月21日(土)



3月16日(月)~  
30日(月)



4月14日(火)



6月頃予定



7月頃予定



10月頃予定

住民説明会

中戸祭一区・二区を対象

都市計画の素案の縦覧・意見聴取

宇都宮市役所で縦覧予定

公聴会の開催

宇都宮市役所で開催予定

縦覧・公聴会での意見を踏まえて案を作成

都市計画の案の縦覧・意見聴取

宇都宮市役所で縦覧予定

案に対する意見を市都市計画審議会に提出

都市計画審議会への付議

市都市計画審議会での議を経て決定

都市計画決定



今後とも、栃木県「文化と知」の創造拠点の整備に、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

**ご静聴ありがとうございました。**

栃木県「文化と知」の創造拠点整備に関する情報は下記URLよりご覧になれます。

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/c11/mla\\_seibi/mla\\_portal.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/c11/mla_seibi/mla_portal.html)

